平成２１年（フ）第１２２号
長崎県南島原市深江町甲1426番地
債務者　吉岡　美恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
長崎県南島原市深江町甲1426番地
債務者　吉岡　歩美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第６号
長崎県島原市青葉町5445番地４
債務者　増永　政親
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第７号
長崎県島原市坂上町7526番地
債務者　田中　景子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
盛岡市高松１丁目19番12号、住民票上の住所盛岡市名須川町12番15号
債務者　陳岡　　正
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１１号
埼玉県吉川市中曽根２丁目５番地９
債務者　酒井　友巳
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９号
埼玉県吉川市吉川団地３番１号206
債務者　阿部かつ江
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼108番地49
債務者　小山内恭子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野247番地１―105号
債務者　木村　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
埼玉県吉川市吉川１丁目10番地11　エスエスハイツ202号
債務者　稲村紀代子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目17番18―703号
債務者　伊東　勝博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８２号
新潟県魚沼市吉田1055番地１、前住所新潟県小千谷市大字三仏生3159番地１　ドリームドームＢ202号
債務者　渡部　笑加
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
新潟県魚沼市佐梨774番地６
債務者　黒井　清美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
新潟県長岡市上除町甲3539番地３
債務者　山田美由起
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７号
新潟県長岡市今朝白１丁目７番30号
債務者　相田美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第９号
新潟県長岡市今井１丁目106番地、前住所新潟県長岡市川崎５丁目454番地４
債務者　小林　とり（旧姓高坂）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
新潟県魚沼市長鳥甲398番地１
債務者　多田　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係